

令和7年第5回（12月）

宮代町議会定例会

一般質問通告書

宮代町議会

通告第 1 号	川 野 武 志	議員		P 1
通告第 2 号	土 渕 保 美	議員		P 3
通告第 3 号	鈴 木 次 男	議員		P 5
通告第 4 号	小 島 あけみ	議員		P 7
通告第 5 号	野 原 洋 子	議員		P 9
通告第 6 号	丸 藤 栄 一	議員		P 1 4
通告第 7 号	塚 村 香 織	議員		P 1 6
通告第 8 号	福 澤 和 美	議員		P 1 8
通告第 9 号	泉 伸 一 郎	議員		P 2 0
通告第 1 0 号	丸 山 妙 子	議員		P 2 2
通告第 1 1 号	佐 藤 将 行	議員		P 2 5
通告第 1 2 号	合 川 泰 治	議員		P 2 8

通告第 1 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 4 日 午前 8 時 3 0 分 令和 7 年 1 1 月 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 川 野 武 志 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 ハクビシン等による農作物被害への対策について	近年、ハクビシンやアライグマ等の中型野生動物による農作物被害が拡大しています。これらは広範囲にわたって活動するため、地域全体での協力や対策が不可欠です。特に、宮代町の特産品である巨峰やシャインマスカット等の生産農家からは、対策が間に合わず被害が拡大しているといった切実な声が寄せられています。そこで次の点についてお伺いします。 ①宮代町内における昨今の被害状況は。 ②ぶどう等の生産農家からの苦情・要望やその対策は。 ③他自治体の補助金等の支援の事例は。 ④来年に向けた今後の対策と町の関わり方は。
2 圏央道スマートインター設置と周辺開発について	都市計画道路備中岐橋通り線は、宮代町から久喜市の都市計画道路平沼和戸線に繋がる幹線道路であり、久喜市が進めている圏央道スマートインターへのアクセス道路としても非常に重要な路線となります。久喜市方面への延伸に当たっては、中落堀川への新橋設置が必要ですが、以前の一般質問で、久喜市との具体的な協議は令和 7 年度以降になるとの答弁をいただきました。そこで次の点についてお伺いします。 ①都市計画道路備中岐橋通り線の久喜市方面への早期延伸に向けた久喜市との具体的な協議・調整の内容と進捗は。

3 農のあるまちづくりと企業誘致について	②中落堀川への新橋整備に向けたスケジュール、想定事業費、負担割合は。 ③（仮称）久喜東インターチェンジ設置促進連絡協議会の活動内容と成果、今後の進め方は。 ④和戸横町地区周辺における企業誘致の状況は。 先の町長選挙の際に市民に配布された「明日の宮代を創る会」の資料の中で、「これまでの企業誘致は、田畑を転用して工場を建てるというものでした。そこで、宮代町が誇るべき農の景観を共に守っていく企業の誘致に取り組めます。」といった内容の記載がありました。 私は、新井町長の企業誘致に対する考えは、これまでとは大きく違ってきたと感じました。そこで次の点についてお伺いします。 ①農地を農地として活用する開発とは、どのようなことを考えているのか。 ②農業法人を誘致し、宮代産農産物の生産を拡大するとあるが、既に決まった農業法人はあるのか。また、どのように誘致していくのか。 ③新たな農産物や加工品をふるさと納税に活用するとあるが、どのような取り組みを考えているのか。 ④これまで取り組んできた企業誘致は、今後どのように進めていくのか。市街化区域に企業誘致する場所があるということか。
-----------------------------	---

通告第 2 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 1 0 日 午前 1 0 時 5 分受付
令和 7 年 1 1 月 1 0 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 土 渕 保 美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 スポーツフェスティバルについて	今回も好天に恵まれて、スポーツフェスティバルを開催する事が出来ました。今年は、日本で陸上競技の世界選手権をはじめとする多くのスポーツの祭典が繰り広げられ、熱いさなか、選手たちは、私たちに多くの感動を与えてくれたことは、記憶に新しいところであります。また、聴覚障害者によるデフリンピックが開催され、ハンディキャップを乗り越えての姿に勇気をいただいたところでもあります。そこで伺います。 ①参加人数、そして過去 2 年間の指摘や反省点などは、クリアできたのか。 ②個人参加の競技が多い中、今年は団体競技の玉入れが導入されたが、その成果は。
2 町の自治体災害対策について	阪神淡路大震災から 3 0 年が経ち、震災後も東日本、熊本と各地で災害が起こり、能登半島地震なども発生しています。様々な形で襲ってくる自然災害に的確に対応できるよう、自治体職員や市民が防災対策や復旧・復興への取り組みの情報を共有し、災害に備えていくことで対策はできます。起こる前の予防力、起こってからの回復力を高め

ることが重要です。

さらに公助・共助・自助をどうやって分担するかは、事前に理解することが大切です。そこで以下について伺います。

今後、起きるであろうとされている南海トラフ地震、この地域では、津波被害は想定されませんが、家屋倒壊、液状化をはじめとする様々な災害が予想されます。これらを踏まえて、町はどのように考えているのか伺います。

国は、来年度の防災庁設置に向けて準備を進めています。大規模な災害が起きた時に社会の機能を維持することが必要と考え、被害を少しでも減らすことを追求する組織を目指しています。国の体制が充実していく中、自治体の防災部局も充実していくと社会全体で防災体制が強化できます。防災庁が今までの組織と最も違うのは、徹底的な事前防災の推進です。今までは国として自治体と連携する機能が弱かったため、地域防災強化を担う部署を設けたい方針です。これらを踏まえて、町としてどのような取り組みを考えているのか伺います。

通告第 3 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 4 日 午前 9 時 5 7 分受付
令和 7 年 1 1 月 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 鈴木 次男 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 自治会運営について	日本全国で自治会の加入率低下や担い手不足が深刻化しており、地域コミュニティの維持に向けた抜本的な見直しが求められています。宮代町でも自治会加入率の低下が続いており、地域の共助体制や防災・防犯活動の継続性に不安が生じています。特に高齢者世帯、若年層や転入世帯の未加入が目立ち、地域のつながりが希薄化する懸念があります。令和 6 年 4 月 1 日時点で、1 万 5, 5 8 8 世帯で加入世帯数が 9, 2 4 1 世帯でした。令和 7 年 4 月 1 日現在では、1 万 7 7 8 世帯で、そのうち加入世帯が 9, 0 9 1 帯で加入率 5 7. 6 2 %、前年度より 1. 6 6 %の減少です。そこで伺います。 ① 宮代町において、自治会と地域支援課は「地域福祉の推進」と「住民主体のまちづくり」を共に担う協働関係にある。自治会は地域の最前線で活動し、地域支援課はその活動を支援・連携する行政窓口となっている。その地域支援課が出来てから半年経過したが、これまでの活動内容や成果は。 ② 自治会未加入世帯が増える中で、自治会が担う

	防災・環境美化などの活動に対する公平性の確保が課題である。未加入世帯への情報提供や協力要請のあり方、自治会活動への支援の在り方についての町の見解は。 ③ 加入促進について、現在の町の実施状況は。
2 町の雑草等の問題について	宮代町では、特に公園や空き地における雑草の繁茂が問題となっており、町民からの苦情や改善要望が寄せられています。町は年2～3回の除草作業を実施していますが、繁茂の早い場所では対応が追いつかないケースもあります。過去には、町長への手紙で住民から「災害時の避難場所としても使えない」との指摘があり、町長自ら現地確認を実施した経緯があります。また、今年の町長の手紙にも道路に覆い被さる樹木の対応について町民からの要望がありました。さらに町のグラウンドの利用者からも草刈りの要望を頂いています。そこで伺います。 ① 近年空き家等の樹木が覆い茂って交通の妨げになっているが、当町の対応は。 ② 今年度のグラウンド等の草刈りの状況は。
3 わくわくロード事業について	宮代町が進める「わくわくロード事業」は、東武動物公園駅西口から「新しい村」までの通りを、単なる通行空間ではなく、人が集い、交流し、まちの魅力を体感できる「公園のようなコミュニティ道路」として整備するものです。町の玄関口であるこのエリアは、観光・商業・農・教育が交差する重要なゾーンであり、本事業の成果は町全体の活性化にも直結します。そこで伺います。 わくわくロード事業は、第5次宮代町総合計画前期実行計画の中、令和3年度から5か年計画で始まり、今年が最後の年です。当初の説明と今年度予算書の説明が同じですが、事業の進捗状況は。

通告第 4 号

令和 7 年 1 2 月 定 例 会

令和 7 年 1 1 月 4 日 午前 9 時 5 分受付

令和 7 年 1 1 月 4 日

宮代町議会議長 様

宮代町議会議員 小島 あけみ

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 宮代町でもに暮らすまちづくりについて	人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指していくための取り組みとして、以下の3点について伺う。 ①スローショッピングとは、高齢者や認知症の人が焦らず自分のペースで買い物を楽しむことである。また、お店・行政・サポーターの連携によって成り立ち、高齢者や認知症の人が自信を取り戻し、地域社会に参加する機会を提供する取り組みであるが、当町で取り入れる考えは。 ②スケッターとは、福祉・介護施設と地域の人々をつなぎ支援活動を行う有償ボランティアのマッチングプラットフォームのことである。これは、未経験者が介護・福祉に関わる機会を提供し、介護人材の裾野拡大が新たな互助インフラの構築を目指す目的があるが、スケッターに対する当町の考えは。 ③災害時に自力で逃げるのが難しい高齢者や障がい者が安全に避難できるように「個別避難計画」の作成が重要であるが、なかなか進まないのが現状である。そこで避難行動要支援者のケアマネージャーや相談支援員などを交えた地域調整

2 あいサポート運動について	会議を開催し、「個別避難計画」の作成を進めている自治体があるが、当町の考えは。 あいサポート運動は2009年に鳥取県で始まった運動である。様々な障がいの特性を理解し、障がい者が困っているときに「ちょっとした手助けや配慮」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会を作っていくことを目的としているが、当町で導入していく考えは。
-----------------------	---

通告第 5 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 5 日 午後 1 時 5 0 分受付 令和 7 年 1 1 月 5 日
宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 野原洋子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 新しい村のコンセプトと方向性、展望について	新しい村は、開設から 2 5 年が経過し、来年度には「新しい村魅力アッププラン」に基づき、リニューアルが予定されている。そこで、改めて新しい村のコンセプトと、今後の方向性と展望を伺う。 (1) 宮代町農産物の発信拠点としての位置づけについて ①宮代町の農産物の直売所は現在、宮代町産以外のものもあり、町内のスーパーでも地場野菜の取り扱いをしている。新しい村ならではの強みや差別化をどのように打ち出していくのか、方針を伺う。 ②宮代町の特産である「米」の販売について、新しい村として今後、どの程度力を入れていくのか伺う。 (2) 宮代町らしい空間と体験の提供について ①他市町の道の駅等にはない、宮代町ならではの魅力の創出について伺う。 ②自然観察を楽しみながら家族で過ごせる企画の充実、ほっつけ田んぼ・広場・ハーブガーデンなど、エリアごとの特徴を活かした空間づくりについて、具体的な取り組み方針を伺う。

2 パートナースhip制度の問題点について	(3) 自然環境の中にある広い空間を、平常時だけでなく非常時にも活用できるよう、検討状況を伺う。 ①循環型トイレの設置について ②災害備蓄品の配置について パートナーシップ制度とは双方又はいずれか一方が性的マイノリティーのカップルが、自治体にパートナーシップの宣誓をするもので、近年は性的少数者が、より暮らしやすい社会の実現を目指して多くの自治体で導入が進んでいる。 各自治体の条例に基づく制度で、例えば同性同士でもパートナーだと自治体が認めれば、証明書や登録証が交付され、法律婚カップルが受けている行政サービスと同様のサービスが利用可能になる場合もある。 同性カップルに限らず、異性カップルも利用できたり、家族を対象としたファミリーシップ制度を導入している自治体もある。 同制度により受けられる各種サービスは以下のとおりである。 行政サービス ・ 公営住宅への入居申し込み ・ 医療機関での面会や手術の同意 ・ 犯罪被害者見舞金の給付申請 ・ 要介護認定の代理申請 ・ 養育里親としての登録 民間サービス ・ 住宅ローンで「配偶者」と定義 ・ 生命保険の受取人指定 ・ 携帯電話料金の家族割引 ・ 映画館の夫婦割引 里親になる場合は一定の条件はあるが、LGBTなどの人でも里親になることは可能とされている。里親になると子どもを自分の家庭に迎え入れ、サポートを受けながら、原則として一定期間、養育できる。
------------------------------	--

パートナーシップ制度導入状況は以下のとおりである。

人口カバー率 92.9%

導入自治体数 539/1,788

全域で制度のある都道府県 33/47

一部で制度のある都道府県 14/47

北海道 78.1% 岩手県 80.9%

宮城県 50.3% 千葉県 76.4%

石川県 61.8% 京都府 83.5%

岡山県 92.6% 広島県 66.8%

愛媛県 58.9% 高知県 77.9%

長崎県 40.6% 熊本県 55.4%

宮崎県 73.5% 鹿児島県 66.1%

現在、埼玉県は63市町村すべてで導入されており導入率は100%である。

制度内容は自治体によって差があるが、当町はいわゆる世田谷区型であり、事務処理をすれば首長の決裁のみでパートナーシップ宣誓書を出せば各種サービスが受けられる。

しかし、令和5年10月に導入した長崎県大村市での事例が話題となった内容は以下のとおりである。

- ・令和4年1月「大村市男女共同参画懇話会」より性的少数者が住みやすい社会をと市長提言。
- ・市民意識調査の結果約67%が性的少数者が暮らしやすい社会を作る取組が必要と回答。
- ・市内のLGBTQ支援団体からパートナーシップ制度導入を求める要望書提出。令和5年8月に全協で議会説明、その後導入。
- ・令和6年4月に市の地域おこし協力隊としてM氏が活動を開始。応募の理由は大村市がパートナーシップ制度を導入していたため。5月2日LGBTQ当事者がパートナーシップ制度を利用しているカップルであることを理由に住民票へ事実婚と同様の「夫（未届）」の記載を求める。市が了承しこれを交付。（全国初）
- ・7月3日

	「全国的に例のないような事務処理を行うに当たっての意思決定手続きに関する取扱いを早急に整理するとともに、住民票記載に関する取決めに早急に整理するよう求める決議」が取下げとなる。 ・ 9月27日 「住民票の正確かつ統一的な記載を求める決議」が否決。 通常「夫（未届）」は事実婚カップルに記載されるものであり、事実婚の場合各種社会保障制度の利用が認められている。市長はあくまで記載を行っただけという説明に終始した。大村市の判断は他市にも影響を及ぼしている。 当町では今までにパートナーシップ宣誓書が提出されたことはないということだが、どのような対応をされるのか伺う。
3 改正される自転車の交通ルールと安全な走行環境について	来年4月から、自転車の交通違反に対する取り締まりが強化され、自動車と同様に「青切符」制度が適用される予定である。対象は16歳以上で、ながらスマホ、信号無視、傘差し運転、二人乗り、歩道走行など113項目の違反行為に対して反則金が科されることになる。 いずれも事故につながる危険な行為であり、今回の厳罰化により、交通安全の向上が期待される一方で、現状の道路環境においては、車道走行が自転車・自動車双方にとって危険となる場面もあることが課題である。ルール周知とあわせて、安全に走行できる環境づくりが重要であると考え。そこで以下について伺う。 (1) 現在、宮代町内で自転車が走行可能な歩道はどこか。町民への周知方法はどのように行っているのか。 (2) 町道12号線をはじめ、幅員のある歩道について、自転車通行可の指定を拡大する予定や検討状況を伺う。 (3) 来年度以降導入予定の自転車反則金制度については、国において「70歳以上に対する

	負担軽減措置を検討する」とされているが、高齢者は自転車を日常の移動手段としている方も多いことから、どのようにわかりやすく周知を行うのか。安全運転に向けた啓発のあり方について伺う。
--	--

通告第 6 号

令和 7 年 1 2 月 定 例 会

令和 7 年 1 1 月 1 3 日 午後 5 時 1 5 分受付

2 0 2 5 年 1 1 月 1 3 日

宮代町議会議長 様

宮代町議会議員 丸 藤 栄 一

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 来年度の国民健康保険税の値上げ中止を	市町村単位で運営されていた国民健康保険が 2 0 1 8 年度から国保の都道府県化（国保財政を都道府県と市町村が共同で運営）に変更されて 8 年目を迎えた。国保の運営方針を決める立場になった埼玉県は、「国保税水準の統一」を強力に押し進めている。また、加入者の負担軽減など市町村独自の取り組みにブレーキをかけ、国保税値上げの圧力を市町村にかけ続けている。 こうした中で、2 0 2 5 年度に当町でも国保税を値上げした。物価高騰が続き、家計に追い打ちをかける国保税の「値上げはとて受入れられない」というのが、加入者の率直な声である。 そこで、以下について伺う。 （1）2 0 2 4 年度国保特別会計決算の際に「県の国保運営方針に基づき赤字解消に向け、2 0 2 6 年度に税率の見直しを図る予定」とのことだが、県の赤字解消計画と来年度の当町の国保税はどのようになるのか。 （2）2 0 2 6 年度から国保税に上乗せして、子ども・子育て支援金を徴収する業務も担うことになるとのこと。それについての当町の見解と、今後どのように対処されるのか。 （3）国保の値上げは、さらに滞納者を増やすだけである。物価高騰から国保世帯の暮らしを守るため、赤字解消・削減計画は撤回し、一般会計からの繰り入れを継続して負担軽減を行う考えは。 （4）高すぎる国保税について、町独自の負担軽減措置を検討すべきではないか。例えば、全国市長会でも決議している子供均等割の廃止の考えは。

2 従来の健康保険証の発行を	政府は2024年12月2日、従来の健康保険証の新規発行を廃止し、「マイナ保険証」の利用を推進してきた。そうした中、政府は後期高齢者医療のすべての加入者に「資格確認書」を交付。国民健康保険についてはマイナ保険証のない人に「資格確認書」を発行し、来年3月末まではこれまで通り医療機関で受診できるようになった。 しかし、マイナ保険証に対する不安はいまだに払拭されていない。町民が安心して医療機関で受診できるよう以下について伺う。 (1) 当町における保険証の扱いは、国保・後期高齢者医療保険ともに、2026年4月以降どうなるのか。 (2) 当町において保険証をめぐる問題は生じていないか。 (3) 今も「従来の保険証を使い続けたい」という住民の声はある。従来の健康保険証の新規発行を再開し、今後も利用を継続できるよう国に対して要請すべきと考えるがいかがか。
3 学校給食費の無償化を	政府の来年度予算案の決定時期が迫っていることを踏まえ、自治体関係者などから意見を聴いたうえで、今月(11月)中旬をめどに制度の概要をまとめる方針との報道がある。 埼玉県では、2025年7月1日時点の保健体育課調べで、63市町村のうち全額公費負担で小学校が12市町村、中学校が12市町村で実施。国の臨時交付金での無償化は小学校が11市町、中学校が12市町で実施。このように何らかの無償化を実施している自治体は74.6%となっている。 9月議会での私の一般質問に対し、町は「文部科学省が2024年12月の公表以降、具体的な内容や検討状況に関する情報は示されていない。今後の情報を注視し、それらに対して速やかに的確な対応ができるよう準備をしていきたい」と答弁があった。 そこで、以下について伺う。 (1) 政府が示す制度の概要はどのようなになっているのか。 (2) 当町としては具体的にどのように取り組んでいくのか。 (3) 学校給食には、安心・安全な地元農産物の活用を促進することが大切と考えるがいかがか。

通告第 7 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 1 2 日午後 4 時 3 0 分受付
令和 7 年 1 1 月 1 2 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 塚村 香織 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 高齢者福祉 の充実について	当町では、高齢者やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括支援センターの増設や介護サービス向上のため、施設運営への適切な助言など行い、様々な課題解決に努めて高齢者福祉の充実を図っている現状です。そこで以下について伺います。 ①今年度より地域包括支援センターが2拠点となったが、サービスや施設運営に違いがあるのか。 ②地域包括支援センターの増設により認知症高齢者やそのご家族への支援体制が拡充されたとの事だが、支援内容及び今後の課題は。 ③各介護施設や事業所を訪問し、利用者や現場の声を聴く「介護サービス相談員」の役割は重要である。聴取した主な苦情や相談などの内容に対して町として行った対応は。
2 ゴミ出し支援の拡充について	ゴミ出しが困難な方々への支援として、ふれあい収集という個別収集があり、現在約100件の利用があるとの事です。一方で対象外になっている高齢者や妊婦、子育て世帯などでゴミ出しが困難な方への支援体制が必要となります。そこで以

3 みんなで備える防災力強化促進事業の進捗状況について	下について伺います。 ①ふれあい収集はどのような経緯で利用に繋がっているのか。 ②支援対象外の高齢者及び妊婦、子育て世帯などでゴミ出し困難な場合は、現状どのような支援があるのか。 ③ふれあい収集の対象者拡充への見解は。 今年度から、今まで行っていた全町民を対象とした地域防災訓練は行わず、各町内イベントでの啓発活動や自主防災組織を主体とする地域の実情に応じた防災訓練の実施を推進していく方針が示されました。そこで以下について伺います。 ①各イベントそれぞれの参加人数及び課題や成果は。 ②最新の防災情報を踏まえた啓発や防災訓練には専門家の助言が必要と考えるが、町としてどのような体制を整えているのか。 ③来年度に向けた今後の取組みは。
------------------------------------	---

通告第 8 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 6 日 午前 1 1 時 5 5 分 受付
令和 7 年 1 1 月 6 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 福澤 和美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 町内の側溝の蓋かけについて	側溝の蓋かけについては、平成 2 9 年 6 月、令和 4 年 6 月、令和 5 年 1 2 月に一般質問で質問されており、長年の住民の願いになっています。現在、蓋かけされていない地域は、須賀島地区と宮代台 1 丁目、2 丁目地区です。当時の担当課長の答弁では、「須賀島地区は構造的な問題があり蓋がかけられる側溝に入れ替える必要がある。」また、宮代台 1 丁目、2 丁目地区については、「地元と話し合い、中央公園の周辺からグレーチングの蓋を少しずつ設置していく。」とのことでした。そこで以下について伺います。 ① 現在の進捗状況は。 ② 今後の計画は。
2 ごみの減量化について	1 0 月 2 3 日に行われた久喜宮代衛生組合議会の際に、「宮代町の排出ごみの量が人口は横ばいにも関わらず昨年よりも増えている。」との質疑がありました。家庭系ごみの総排出量で令和 5 年度は 7, 3 7 2 t 令和 6 年度が 7, 4 4 6 t で 7 4 t 増となっています。また、1 0 月は食品ロス削減推進キャンペーンが行われ、ごみの減量に取り組まれました。そこで以下について伺います。 ① 令和 6 年度の排出ごみの増加について、町の見

3 防災訓練と
避難行動要支
援者制度につ
いて

解は。

②食品ロス削減推進キャンペーンの結果や評価は。

③新ごみ処理施設で試運転が開始する令和8年12月からは燃やせるごみとプラごみを一緒に回収することになるが、回収日については、現在、燃やせるごみ2日間とプラごみ1日の合計3日から、燃やせるゴミとプラごみを合わせて2日になる予定とのこと。集積場があふれないように、今後さらにごみの減量化は必要になるが、町の考えは。

今年度よりこれまで行っていた町で行う地域防災訓練から形を変え、より実動的でいざという時に役立つ訓練とするために各地区の自主防災組織による防災訓練を支援する形に変わりました。町内にある56の自主防災組織のうち自らが訓練を行っている組織は、25組45%にとどまっています。これまで以上の防災力の強化を目指して、くらし安全課が設置された経緯を踏まえ、地域の事情は様々であり、支援者名簿の受け取りや、避難訓練自体の実施課題も大きい中ではありますが、避難訓練の際に避難行動要支援者の自宅確認などしっかり組み込むことが大切です。そこで以下について伺います。

①自主的に活動していない自主防災組織に対し、今年度どのようなアプローチをしているのか。また、防災訓練に繋がった防災組織はあるか。

②先日の町村議会研修にて愛知県岡崎市で実施されている「ひなんさんぽ」という取り組みについて伺った。これは、これまで防災訓練が実施できなかった地域でも取り組みやすい訓練であり、個人情報への配慮は必要ではあるが、気軽にさんぽで避難行動要支援者宅の確認も行うことが可能である。当町での実施の考えは。

③避難行動要支援者の名簿の受け取りは進んでいるか。また、自主防災会の理解を得るために行っていることは。

通告第 9 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 1 1 日 午前 1 1 時 1 5 分受付
令和 7 年 1 1 月 1 1 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 泉 伸一郎 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1. 公共交通の今後を考える	循環バスは新たなバス業者への委託による運行として進められている。予算が高額になったものの、依然としてバス路線の拡充はなされていない。住民の高齢化により、免許証返納者が増加し、公共交通の必要性は高くなっている。他自治体においても、コミュニティバスやデマンド交通の運行などの交通施策に苦慮しているのが現状である。当町においても循環バスや高齢者等タクシー助成事業を進めているが、充分とは言えず、課題も多い。地域交通法と道路運送法の改正で、地域公共交通に関する制度や補助の変化が生じるなか、当町でも地域公共交通の在り方を模索していると考えるが、進捗状況と今後の取組について伺う。
2. 空き家・空き地対策	令和 5 年 6 月に宮代町空家等対策協議会条例が制定されてから、少しずつ空き家・空き地対策の取組が進められている。しかし、人口の減少や高齢化が進み、適正に管理されていない空き家・空き地の増加に伴い、空き家の老朽化だけでなく庭の樹木や雑草による影響で、環境や衛生などの問題として苦情や改善の要望も多いのが現状であ

3. 新しい村の魅力アップは	る。今後、空き家や空き地の改善のための取組を強化すべきと考えるが、町の見解を伺う。 新しい村魅力アップ事業において、魅力アッププラン方針や機能強化の考えなどに基づき、既存施設の改修や増築が行われる予定である。新たな機能も追加されることになることや、埼玉県と連携しての事業となる宮東・中島地区圃場整備事業に参画するなど、町民の期待も大きいといえる。しかし、事業計画には大きな予算が見込まれることから指定管理者による事業及び管理運営には十分な検討が必要であり、町としての責任も重大である。また、圃場整備によるアグリ部門での補助拡大や施設などの拡充も必要になってくる。今回の新しい村の施設の改修や増築に係る経費に対し、費用対効果をしっかりと確保できるかが課題と考えるが、町の今後の取組と見解を伺う。
4. 進修館運営の進捗は	4月から進修館の運営は今までの指定管理者に代わり、地域支援課によって運営されている。町職員による勤務になったため、休日出勤など今までにない勤務体制で進められており、職員の苦労も大きいと考える。コミュニティの観点からみると、職員が直接に携わることでサービスの向上や利点も多いといえる。また、駐車場も整備され、駐車台数も増加し便利になったといえる。約8か月間の運営においての進捗状況と改善された取組や課題について伺う。

通告第 10 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 1 4 日 午前 1 0 時 0 0 分受付 令和 7 年 1 1 月 1 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 丸山妙子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 セクシャル ハラスメント 対策について	性犯罪が教育現場や職場とあらゆる場所で蔓延している。駅や商業施設での盗撮は以前から報道されている。最近では、学校現場での盗撮画像の共有で 7 人の逮捕者が出たと大きく報道された。学校や塾においても安心できず、子どもの人権が脅かされている。 人権問題は啓発が大事である。時間がかかるものとずっと言われ続け、社会の意識向上が中々進まない。家庭や地域が一番難しいとも言われてきた。被害の声は表に出づらい。未だ弱い立場の子どもや女性が一日も早く被害に遭わないよう、町の対応や対策について伺う。 (1) 学校におけるセクシャルハラスメント防止対策について ①児童や生徒、保護者に対しての啓発は。また、教師同士、働く環境ではどんな対策をしているのか。 ②校舎内の防犯カメラの設置についての考えは。 ③子どもに係わる全てのボランティアの方に対して、ハラスメント、特にセクシャルハラスメントについての認識をもって活動をしてい

	るのか。 (2) 地域の活動でのセクシャルハラスメントの防止対策や啓発をしているのか。区長及び自治会組織、消防団等の状況を伺う。 (3) 役場職員に対するセクシャルハラスメントの防止対策や啓発は。
2 総合病院誘致と公設宮代福祉医療センター「六花」の機能充実について	町長選前に配布された、新井やすゆきと明日の宮代を創る会通信12号の中で、小児救命救急センターなどを兼ね備えた総合病院に特化した病院の誘致等、まちづくり構想が記載されていた。小児救命救急センターの設置、住民への医療サービスの向上と安心感、さらに町の経済的な活性化とあった。また、「六花」の充実を望む声もあるが、六花の今後の運営はどのように考えるのか伺う。 (1) 通信記載の小児救命救急センターなどを兼ね備えた総合病院の誘致は、具体的にどこまで進んでいるのか。 (2) 六花の医療センター機能の充実を今後、どのように考えていくのか。充実させていく考えはあるのか。
3 補聴器の補助対象について	補聴器の購入費を助成する自治体が広がっている。9月時点で県内25自治体、13市12町となり、昨年8月の調査から9自治体が増えている。 年齢に関係なく、聴力に関して不便を感じ、また仕事にも不便を感じることから、高額でも購入せざるを得ない状況がある。18歳以上を対象に補助金を出している自治体が県内にもある。費用が高額でもあり、若い人にとっても負担は大きい。近隣の自治体では、春日部市、白岡市が補助制度を始めた。「首都圏でいちばん人が輝くまち」の住民が年齢に関係なく、活き活きと暮らせるよう、町の対応を伺う。
4 空き家対策について	町内では、300軒ほどが空き家と認識されている。そこで、進ちょく状況と今後の取組みについて伺う。

5 町内の燃やせるごみの搬入量の増加について	(1) 市街化区域と市街化調整地域との取組みの違いは。また、今後の対策についてはいかがか。 (2) 土地建物は個人の財産ではあるが、空き家解消の手段として補助金を出して対策を推進する考えはあるか。 昨年度のごみの処理量が増加している。乳幼児や大人のおむつも増加の一因と考えられる。そこで以下について伺う。 (1) 担当課としてはどのように分析しているのか。 (2) 「すてずんシール」の新たな取組みの効果は。 (3) 今後のごみ減量の対策は。
-------------------------------	---

通告第 11 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 1 4 日 午後 2 時 4 0 分受付 令和 7 年 1 1 月 1 4 日
宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 佐藤 将行 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 山崎アーチェリー場について	昨年、複数の町民の方々から「アーチェリー場が多くの問題を抱えているが、それを町が長年放置している。何とかならないか。」との相談を受けて1年以上となりました。その後、私が独自に調査を行った上、昨年の12月議会において初めてこの件に関する質問を行ってから、早くも1年が過ぎました。それ以降、町及び宮代町アーチェリー連盟（以下、「連盟」と略します。）との話し合いを何度か行ってきました。 本会議においても、担当課からは、町が管理運営等につき連盟に丸投げにしていたことや、町民の利用を排除し、事実上連盟会員の独占的利用状況を許していたこと。さらには、あろうことか町自体が条例違反を長年行い続けていたこと等々につき、今年の3月議会において、担当課長からは様々な問題点を認めた上で、町民に対しての謝罪が行われました。 また、9月議会では、安全面の改善や利用ルールの確立等、来年度当初を目指して町の責任に於いて改善等を行うとの発言もありました。 そこで、9月議会以降の進捗及び来年度に向け

	ての考えにつきお尋ね致します。
2 町長選挙を終えて	町長選挙から2ヶ月が経過致しました。 新井町長におかれましては、町長として3期目となり、これまでに町民に対し公約したことを始めとして、様々な町政改革・改善策をお考えのことかと思料致します。 ところで、前回の9月議会でもお尋ね致しましたが、新井町長となってから、税金が跳ね上がったものの、これまでの町長と比較し、町民に対し目立った実績が見当たらない。逆に法律・条例違反等や実生活に直結する問題や税金の無駄遣いが多すぎる、との声が町民から挙がっています。 これまでの8年間の検証とこれから3期4年に向けての考えにつき、お尋ね致します。
3 るーばん跡地（（株）TMO）問題について	本田1丁目にあった「るーばん」と呼ばれていた施設が更地となったことに端を発し、9月議会にて一般質問をさせていただいた、「株式会社ティーエムオーみやしろ」（以下、「TMO」と略します。）の問題です。 9月議会時点においては、町として長年放置していたことから問題意識も情報も殆ど持ち合わせていないとの意を受け、一般質問としては現状把握と簡単な問題提起に留めました。 あれから3ヶ月が経過した現在において、9月議会時にお尋ねした最後の株主総会の議事録やTMOによる説明等の進捗につき、お尋ね致します。
4 【宮代町1億円】に関する新たに発覚した問題について	笠原小学校学童保育所（以下、「学童保育所」と略します。）に関する、いわゆる【宮代町1億円】につき、9月議会後、新たな問題が発覚しました。 この問題につき、かつて、担当課の課長・副課長、総務課・企画財政課各課長、そして町民時代の私ともう一人の町民の計6名により、この1億円を超える失政につき話し合いの場を設けたことは、ご承知かと思います。

その後、当時の担当課長により、この問題につき令和4年、令和5年と2通の検証レポートが作成され、問題点・反省点及び今後町としての改善策等が記載されていました。この文書は私だけではなくマスコミにも共有され、また、当時、東京新聞にもその内容は掲載されました。

ところが、この文書が町内で決裁されていないということが、9月議会の町長答弁により明らかとなりました。また、2通のうち1通については、担当課が紛失していたことも判明いたしました。

問題となるのは大きく次の2点であると思います。

1点目としては、町の考えを記した文書が決裁されていないものであり、一課長の独断でなされたこと。

2点目としては、例え決裁されていない文書であったとしても、いやしくも担当課長が発出した公文書が、担当課長引継ぎの際に引き渡されていないのか、若しくは、担当課自身の怠慢により公文書が紛失したこと。

これらは、一担当課に限らない問題であると考えます。特に2点目については、過去にも他の課においても発生した事案であり、現在アーチェリー場問題でも確認されています。

町の公文書に対する考え、及び公文書に限らず情報の管理につき、お尋ねいたします。

通告第 12 号	令和 7 年 1 2 月 定 例 会 令和 7 年 1 1 月 1 4 日 午前 1 1 時 2 0 分受付
令和 7 年 1 1 月 1 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 合川 泰治 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 運動会の来賓席を保護者に開放できないか	来賓席の設置場所は、絶好の撮影スポットでもあります。競技が始まったら開放するなど工夫することで、より意義深い運動会とすることについて町の考えを伺います。
2 副課長職廃止のロードマップ策定を	当町では、10年をかけて副課長職を廃止し、人件費を抑制する方針を示しています。 いつ、どの課からなどロードマップを示すべきと考えますが見解を伺います。
3 新しい村のリニューアルをどのように進めていくのか	現在の体制のままリニューアルを進めていくことに強い不安を感じます。 そこで、以下の点について伺います。 (1) 現行の体制のままリニューアルを進めるのが適当と考えるか。 (2) 内容について、関係者との調整はどのような形で進めていくのか。 (3) 施設面の強化が強調されているように感じられるが、肝心の中身の強化についてはどのような考えで臨むのか。

4 町表彰対象者の事業者への拡充について	宮代町表彰規程では、功績のあった個人や団体を対象に表彰を行っています。事業者に対して一定期間事業を継続してきたことなどを表彰の対象にすべきと考えますが、町の見解を伺います。
-----------------------------	---